

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、観音寺市大野原町花稻土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年6月19日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	高城 典子	観音寺市大野原町花稻2 1 1番地	令和7年4月29日
監 事	尾藤 元春	観音寺市大野原町萩原1907番地 1	〃